

第5期甘楽町障害者計画

令和6年(2024年)～令和8年(2026年)度

第7期甘楽町障害福祉計画

令和6年(2024年)～令和8年(2026年)度

第3期甘楽町障害児福祉計画

令和6年(2024年)～令和8年(2026年)度



令和6年(2024年)3月

甘 楽 町

はじめに



当町では、令和3年3月に前計画を策定し、障害の有無にかかわらず、誰もが自己の決定に基づいて社会に参加し、個人として尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の構築に向け、誠心誠意取り組んでまいりました。

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模な自然災害の発生など、障害のある人を取り巻く環境は日々変化しています。特に、発達に不安のある子どもの増加や障害のある方ご自身、ご家族の高齢化などが進む中で、新たな課題が明確になりました。この様な状況下において、発達障害のある子どもに対する支援の充実や、強度行動障害に対する対応の強化など、さらなる障害者施策の推進が求められています。

この度、障害者とその支援者を取り巻く社会環境の変化や、障害のある人の多様化・複雑化に対応していくため、「第5期甘楽町障害者計画」「第7期甘楽町障害福祉計画」「第3期甘楽町障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、前計画の基本理念を継承しつつ、「お互いの理解の促進、共生社会の実現」「自己決定の尊重、意思決定の支援、総合的支援」「安全で安心できる地域づくり」の3つを基本目標として掲げました。

そして、甘楽町第6次総合計画において町の将来像として描く「しあわせホームタウン甘楽」の実現に向け、町民の皆さまが「町の宝、町の財産」であるという認識のもと、多様なニーズを踏まえた適切な施策により、優しく温かい町づくりを進めてまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました策定委員各位をはじめ、多くの貴重なご意見をいただいた皆さまに厚く御礼を申し上げます。

令和6（2024）年3月

甘楽町長

茂原 荘一

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の趣旨・概要	1
第2節 社会情勢の変化	2
第3節 計画の位置づけ	5
第4節 計画の期間	6
第5節 障害のある人の定義	8
第2章 計画の基本的な考え方	
第1節 基本理念	9
第2節 基本目標	9
第3章 障害のある人の現状	
第1節 障害のある人の現状	10
第4章 施策の展開	
第1節 理解と交流の促進	14
第2節 保健・医療の充実	15
第3節 療育・教育体制の充実	17
第4節 雇用・就労の促進	19
第5節 福祉サービスの充実	21
第6節 地域の生活環境の整備・改善	23
第5章 数値目標	
第1節 基本方針	27
第2節 数値目標（令和8年度の将来像）	29
第3節 福祉サービスの体系	35
第4節 障害福祉サービスの必要量の見込み	36
第5節 地域生活支援事業の必要量の見込み	54
第6節 障害福祉サービス等の見込み量確保のための方策	59
第6章 計画の推進	
第1節 推進体制と計画の進捗管理	61
第2節 計画の普及・啓発	61
第3節 圏域での連携	62
第4節 持続可能な開発目標SDGsの推進	63
資料編	64
用語の解説	67

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨・概要

障害者計画は障害者基本法に基づき、全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて作成されるものであり、本町の障害者施策を計画的に推進するための総合的な計画です。

近年、障害者の高齢化、重度化、精神疾患患者の増加など、障害者施策のニーズは多様化してきています。障害者雇用促進法の改正や、障害者文化芸術活動推進法が整備されるなど、障害者の社会参加が促されている一方、障害者に対する差別や偏見は未だに存在し、日常生活の不便さ・困難さは根強く残っています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、障害者の生活にも大きな影響を与え、障害福祉サービスの必要性や障害者が地域で安心して生活できる基盤づくりの重要性が改めて認識されました。

本町では、平成7年（1995年）度に「甘楽町障害者福祉計画 バリアフリーの確立をめざして」を策定し、「ノーマライゼーション理念の推進」、「リハビリテーションの推進」、「障害者の参加」、「町民の参加」、「まちづくり」を掲げ、障害者施策を進めてきました。それ以降、国の動向や社会情勢、ニーズの変化等を勘案した上で、随時計画の見直しを行ってきました。今計画は、「第4期甘楽町障害者計画・第6期甘楽町障害福祉計画・第2期甘楽町障害児福祉計画」の計画期間満了に合わせ、前計画の進捗状況を検証した上で「第5期甘楽町障害者計画・第7期甘楽町障害福祉計画・第3期甘楽町障害児福祉計画」を策定するものです。

第2節 社会情勢の変化

1 障害者基本法

昭和45年（1970年）に障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的な理念や国、地方公共団体等の責務を定めた「障害者基本法」が施行されました。その後、平成18年（2006年）、平成23年（2011年）8月に国連総会で採択された障害者権利条約の批准に向けた法整備の一環として、障害者基本法の改正が行われました。この改正により、障害者の定義の見直し、差別の禁止など新たな規定が追加され、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに尊重しながら共生する社会の実現に努めることとされました。その後、平成26年（2014年）1月に「障害者権利条約」が締結されました。

2 障害者雇用促進法

昭和35年（1960年）に制定された「身体障害者雇用促進法」が基となっており、昭和62年（1987年）、名称が「障害者の雇用の促進等に関する法律」と変更されました。障害者雇用の促進と職業生活における自立、障害者の職業の安定を目的とされており、障害者雇用に取り組む意義と、企業が守るべき義務が定められています。令和4年の改正では事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進等が盛り込まれました。

3 発達障害者支援法

平成17年（2005年）、発達障害を早期に発見し、支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにした「発達障害者支援法」が施行されました。平成22年（2010年）には障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、発達障害者がサービスの対象であることが規定されました。また、平成28年（2016年）8月には発達障害者支援法の一部改正により、共生社会の実現に向け、発達障害者支援の一層の充実を図るため、所要の措置を講じるよう定められました。

4 障害者虐待防止法

平成24年（2012年）10月、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。この法律は、虐待が障害者の尊厳を害し、自立及び社会参加を妨げるものとして、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者などに障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害者の保護、自立支援のための措置、擁護者に対する支援などについて定めたものです。

5 障害者総合支援法

平成25年（2013年）4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行（一部平成26年（2014年）4月施行）されました。障害の範囲の見直しにより「難病」が追加されたほか、地域生活支援事業の見直しにより新たな必須事業が追加されました。翌平成26年（2014年）4月からの施行では、障害程度区分から障害支援区分への改正やケアホームとグループホームの統合などが行われました。また、令和4年（2022年）の改正では、障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等が行われました。

6 障害者優先調達推進法

平成25年（2013年）4月、障害者就労施設等で就労する障害のある人たちの自立を進めるため、国や地方公共団体などが障害者就労施設等から物品等を優先的に調達することを推進する、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。

7 障害者差別解消法

平成28年（2016年）4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律は、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、障害を理由とする差別解消の推進、行政機関や事業者などにおける障害を理由とする差別解消のための措置などが定められ、差別の解消の推進により、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としています。また、令和3年（2021年）5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年（2024年）4月1日から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。これまで民間事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」とされます。

8 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成30年（2018年）に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行されました。施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害者が文化芸術を鑑賞・参加創造できるための環境整備や、そのための支援の促進を目的としています。

県では、令和5年（2023年）度より障害者芸術文化活動支援センターを開設し、障害のある人の芸術文化活動の普及を支援するための活動を行っています。

9 視覚障害者等読書環境整備推進法

令和元年(2019年)6月に視覚障害者等読書環境整備推進法が施行されました。情報通信、その他分野における先端的な技術等を活用して、視覚障害者等が利用しやすい点字図書や音声読み上げに対応した電子書籍等の普及などを目的としています。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定された「障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に規定された「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定された「障害児福祉計画」を併せて策定するものです。

【障害者基本法】（障害者基本計画等）

第11条 1・2（略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【障害者総合支援法】（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

【児童福祉法】（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第4節 計画の期間

令和6年(2024年)度から令和8年(2026年)度(3か年計画)です。

H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	障害者計画 (第1期)					障害者計画 (第1期 延長)			障害者計画 (第2期)			障害者計画 (第3期)		障害者計画 (第4期)			
障害福祉計画 (第1期)			障害福祉計画 (第2期)			障害福祉計画 (第3期)			障害福祉計画 (第4期)			障害福祉計画 (第5期)		障害福祉計画 (第6期)			
												障害児 福祉計画 (第1期)		障害児 福祉計画 (第2期)			

R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
障害者計画 (第5期)		
障害福祉計画 (第7期)		
障害児 福祉計画 (第3期)		

◆ これまでの計画策定の経過

○障害者計画

- 第1期 平成19年(2007年)度から平成23年(2011年)度(5か年計画)
平成24年(2012年)度から平成26年(2014年)度(3か年延長)
- 第2期 平成27年(2015年)度から平成29年(2017年)度(3か年計画)
- 第3期 平成30年(2018年)度から令和2年(2020年)度(3か年計画)
- 第4期 令和3年(2021年)度から令和5年(2023年)度(3か年計画)

○障害福祉計画

第1期 平成18年（2006年）度から平成20年（2008年）度（3か年計画）

第2期 平成21年（2009年）度から平成23年（2011年）度（3か年計画）

第3期 平成24年（2012年）度から平成26年（2014年）度（3か年計画）

第4期 平成27年（2015年）度から平成29年（2017年）度（3か年計画）

第5期 平成30年（2018年）度から令和 2年（2020年）度（3か年計画）

第6期 令和 3年（2021年）度から令和 5年（2023年）度（3か年計画）

○障害児福祉計画

第1期 平成30年（2018年）度から令和 2年（2020年）度（3か年計画）

第2期 令和 3年（2021年）度から令和 5年（2023年）度（3か年計画）

第5節 障害のある人の定義

この計画における「障害のある人」の定義は、障害者基本法第2条と同じく、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、「障害のある児童（障害児）」の定義は、児童福祉法第4条と同じく「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童」とします。

なお、具体的事業の対象となる障害のある人の範囲は、個々の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。



第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあいながら、地域で共に暮らし、支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現

第2節 基本目標

1 お互いの理解の促進、共生社会の実現

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、お互いの理解と認識を深め、共に支え合う共生社会の実現を目指します。

2 自己決定の尊重、意思決定の支援、総合的支援

障害のある人の自己選択と自己決定を尊重するとともに、適切に意思決定できるよう、障害のある人の状態に応じた総合的な支援を行います。また、障害のある子どもの年齢や発達の程度に応じて、最善の利益を考慮しつつ、健やかな育成を支援します。

3 安全で安心できる地域づくり

施設、設備、サービス、情報、制度等の充実を図るとともに地域福祉を支える人材を育成し、障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

第3章 障害のある人の現状

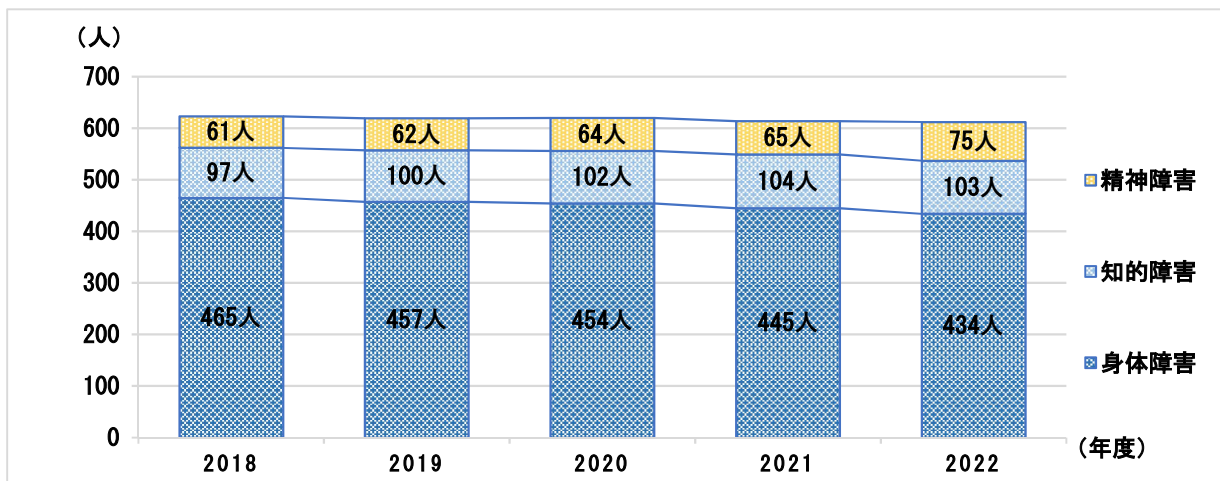
第1節 障害のある人の現状

1 障害のある人の推移（手帳所持者数）

本町の障害者手帳所持者数は、全体数としては大きな変化は見られませんが、障害の種類別に見ると、身体障害者と知的障害者はほぼ横ばい、精神障害者が増加傾向にあります。

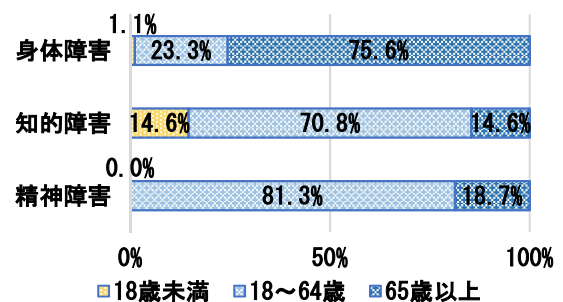
●障害者手帳所持者数の推移（各年度末時点）

	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
身体障害	465人	457人	454人	445人	434人
知的障害	97人	100人	102人	104人	103人
精神障害	61人	62人	64人	65人	75人
合計	623人	619人	620人	614人	612人
総人口	13,185人	13,095人	12,881人	12,737人	12,536人
人口比	4.7%	4.7%	4.8%	4.8%	4.9%



●障害者手帳年代別構成表（令和4年度末時点）

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
身体障害	5人 (1.1%)	101人 (23.3%)	328人 (75.6%)	434人 (100.0%)
知的障害	15人 (14.6%)	73人 (70.8%)	15人 (14.6%)	103人 (100.0%)
精神障害	0人 (0.0%)	61人 (81.3%)	14人 (18.7%)	75人 (100.0%)



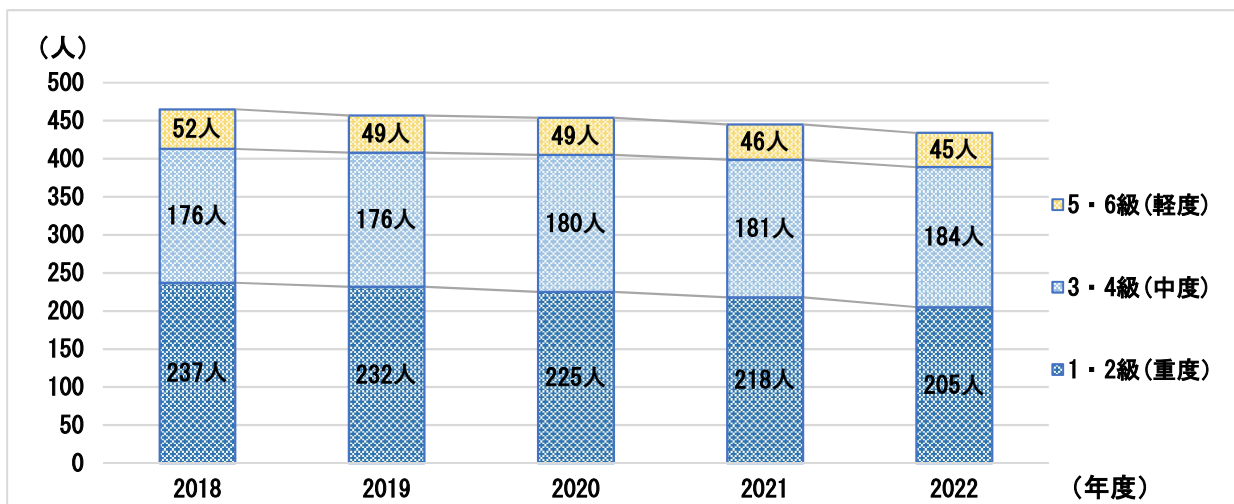
2 身体障害者の現状

身体障害者手帳とは、身体機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳です。身体障害者福祉法に基づき交付されるもので、等級や障害種別によって内容も変わりますが、交付されると各種福祉サービスを受けることができます。

本町の身体障害者手帳所持者数は、令和4年（2022年）度末現在434人で町人口に占める割合は3.5%となっています。障害の種類では、肢体不自由が191人と最も多くなっています。障害の程度では、重度（1・2級）の人がほぼ半数を占める状態となっています。

●身体障害者手帳所有者推移（各年度末時点）

	H30(2018)	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
合 計	465人	457人	454人	445人	434人
町人口に占める割合	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%
視覚障害	34人 (7.3%)	29人 (6.3%)	26人 (5.7%)	26人 (5.8%)	25人 (5.8%)
聴覚・平衡機能障害	46人 (9.9%)	47人 (10.3%)	44人 (9.7%)	41人 (9.2%)	41人 (9.4%)
音声・言語・そしゃく 機能障害	2人 (0.4%)	2人 (0.4%)	1人 (0.2%)	2人 (0.5%)	1人 (0.2%)
肢体不自由	212人 (45.6%)	205人 (44.9%)	220人 (48.5%)	198人 (44.5%)	191人 (44.0%)
内部障害	171人 (36.8%)	174人 (38.1%)	163人 (35.9%)	178人 (40.0%)	176人 (40.6%)
1・2級(重度)	237人 (51.0%)	232人 (50.8%)	225人 (49.6%)	218人 (49.0%)	205人 (47.2%)
3・4級(中度)	176人 (37.8%)	176人 (38.5%)	180人 (39.6%)	181人 (40.7%)	184人 (42.4%)
5・6級(軽度)	52人 (11.2%)	49人 (10.7%)	49人 (10.8%)	46人 (10.3%)	45人 (10.4%)



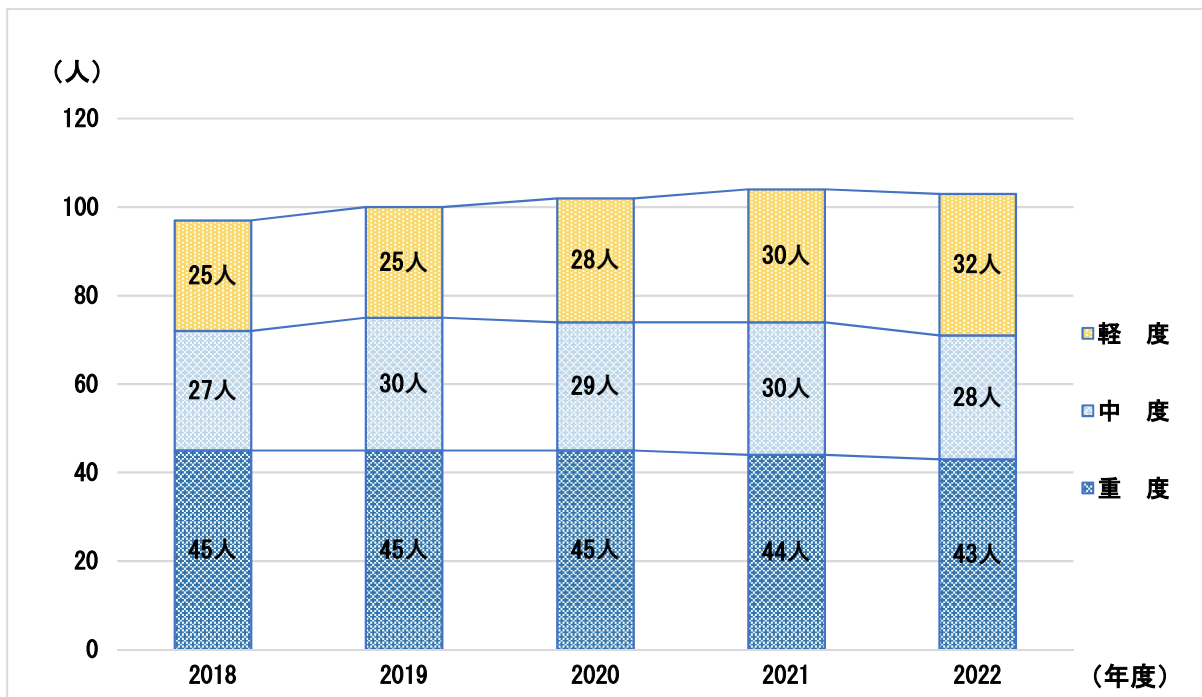
3 知的障害者の現状

療育手帳とは、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された人に交付される手帳です。地方公共団体の判定基準で運用されている制度であり、交付されると各種福祉サービスを受けることができます。

本町の療育手帳所持者数はほぼ横ばいであり、令和4年（2022年）度末時点で103人となっています。

●療育手帳の推移（各年度末時点）

		H30(2018)	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
	合 計	97人	100人	102人	104人	103人
	町人口に占める割合	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
程 度 別	重 度	45人 (46.4%)	45人 (45.0%)	45人 (44.1%)	44人 (42.4%)	43人 (41.7%)
	中 度	27人 (27.8%)	30人 (30.0%)	29人 (28.4%)	30人 (28.8%)	28人 (27.2%)
	軽 度	25人 (25.8%)	25人 (25.0%)	28人 (27.5%)	30人 (28.8%)	32人 (31.1%)



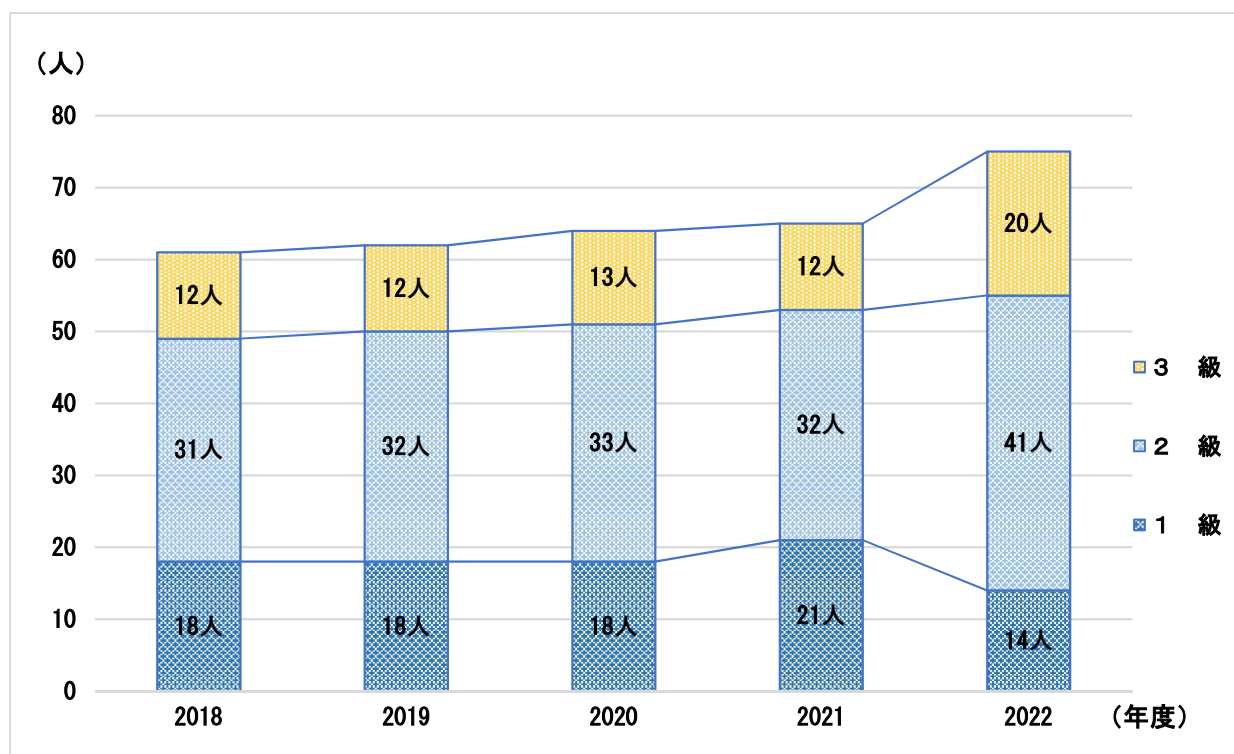
4 精神障害者の現状

精神障害者保健福祉手帳とは、一定程度の精神障害の状態にあることを認定する手帳です。精神保健福祉法に基づき交付されるもので、精神疾患状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、交付されると各種福祉サービスを受けることができます。

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数については増加傾向にあり、令和4年（2022年）度末時点の所持者数は75人となっており、等級別にみると、半数以上が2級となっています。

●精神障害者保健福祉手帳「等級別」推移（各年度末時点）

	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
合 計	61人	62人	64人	65人	75人
町人口に占める割合	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%
1 級	18人 (29.5%)	18人 (29.0%)	18人 (28.1%)	21人 (32.3%)	14人 (18.7%)
2 級	31人 (50.8%)	32人 (51.6%)	33人 (51.6%)	32人 (49.2%)	41人 (54.7%)
3 級	12人 (19.7%)	12人 (19.4%)	13人 (20.3%)	12人 (18.5%)	20人 (26.6%)



第4章 施策の展開

第1節 理解と交流の促進

◆現状と課題

年齢や性別、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、生き生きとした人生を送ることができる「共生社会」が求められています。

しかしながら、障害のある人が、社会における差別や偏見といった障壁（バリア）によって、地域での自立した生活や社会参加を妨げられている状況が、今なお存在しています。障害のある人に対する理解を深め、心の中にあるバリアを取り払う「心のバリアフリー」の考え方を広げ、一人ひとりが大切な住民であるという意識をもって支援の輪を広げる取り組みが重要です。

◆主な取組

すべての町民が障害の有無にかかわらず相互理解と交流を深める施策を推進します。

また、障害のある本人や家族など、同じ立場で思いや悩みを持つ人同士の相談支援の場、情報交換や相互に交流できる場の充実を図ります。

《 施 策 》

① 啓発・広報活動の推進

- ・ 町の広報紙、ホームページを活用した啓発活動の充実等により、障害や障害のある人に関する情報提供を行い、町民の理解と意識を高めます。またUD（ユニバーサルデザイン）フォントを使用し、文字サイズや配色に配慮した、障害者が読みやすい広報誌作りとホームページの充実を図ります。
- ・ 「ヘルプマーク」「耳マーク」「ほじょ犬マーク」等、障害のある人に関するマークを周知し、その理解促進を図ります。

② 福祉ボランティアの育成と活動の推進

- ・ 災害ボランティアや生活支援サポーターなどの地域ボランティアの育成やNPOなどの活動を支援し、スポーツや文化活動を通じた交流とふれあいの場の充実を図ります。

③ 福祉教育の推進

- ・ 福祉協力校や総合学習等の機会を利用し、障害のある人への理解を深める福祉教育を推進します。

④ マンパワーの養成・確保

- ・ 群馬県福祉マンパワーセンターなどを活用し、人材の確保と資質の向上を図ります。

⑤ 介助者同士の交流

- ・ 社会福祉協議会を通じて、団体や組織との交流を深めます。

第2節 保健・医療の充実

◆現状と課題

障害の有無にかかわらず、日常生活を営んでいく上で「健康」は最も重要なことのひとつであり、障害の一次予防や、早期発見は重要な課題です。

本町の身体障害者手帳所持者は7割近くが65歳以上となっていることから、障害福祉に携わる機関だけでなく、保健・医療や介護保険分野など関係する各機関と連携した事業の推進も重要です。

また、こころの病や発達障害など一見気づかれにくい病気や障害については、初期の段階で発見し、治療や支援を行うことが必要ですが、これらに対する理解が十分でないことなどから、早期受診・支援に結びついていません。しかし、近年、メディアなどでも多く取り上げられ始めてきたことから、これらの疾病や障害についての理解が広まりつつあります。正しい情報の提供により、早い段階から相談指導や安心して治療を受けることができる体制づくりが重要です。

◆主な取組

障害の一次予防、早期発見と早期治療は重要な課題であり、ライフステージに応じたこころと体の健康づくりの支援に努めます。

障害福祉に携わる機関だけでなく、保健・医療や介護保険分野など関係する各機関と連携した事業を実施します。

1 一次予防・早期発見・早期治療の充実

障害の一次予防の推進と、早期発見や早期治療への取り組みが重要であり、適切な時期に適切な支援・治療を推進します。

《 施 策 》

① 母子保健教育の充実

- ・ 将来の健やかな妊娠、出産や子育てを見据えて、正しい知識の普及啓発を行います。

② 心身障害児・発達障害児支援の推進

- ・ 乳幼児の成育に応じた健康診査や療育支援の場の周知を行います。

③ 健康づくりの推進

- ・ 生活習慣病や認知症、寝たきりなどの予防事業を推進します。
- ・ 健(検)診を受ける機会の少ない若い世代に推進し、健康の保持・増進を図ります。

④ 精神保健・医療体制の充実

- ・ こころの病の予防や治療法などの理解を深めるため、こころの健康相談を周知します。

2 医療の充実

障害のある人には医療支援を必要とする人も多く、医療支援体制の充実は不可欠な要素であり、早期かつ適切に提供されるよう推進します。

《 施 策 》

① 医療体制の充実

- ・ 障害のある人に対する訪問診察、訪問看護を推進します。
- ・ 関係団体と連携し、障害のある人に対する歯科治療を推進します。

② 福祉医療制度

- ・ 医療機関と連携し、障害のある人に対する福祉医療制度を周知します。

③ 自立支援医療制度

- ・ 障害のある人の経済的負担を軽減するため、自立支援医療制度の周知徹底を図ります。

第3節 療育・教育体制の充実

◆現状と課題

障害のある子どもたちが将来自立し、積極的に社会参加していくためには、障害の特性や程度に応じて、それぞれの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、保健、医療、福祉、教育、雇用などのあらゆる方面の分野が一体となり支援に取り組むことが必要です。

また、障害があるとわかってから、保健師や各専門機関の助言・指導を受けたり、療育施設等を利用している人、早期発見・早期療育や教育支援が重要と考えている人が多く、身近な地域で療育支援が受けられるよう、関係機関との連携を一層強化し、療育支援を一貫して行う総合的な支援システムの整備・充実も必要です。

障害のある子どもたちの支援については、乳幼児期の子どもとその保護者に対する相談や早期からの療育支援体制を充実させることが重要です。学齢期の子どもについては、教育分野では、平成19年(2007年)4月より、従来の障害の種類や程度に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育を行う「特別支援教育」への転換が行われたことから、特別支援学校や特別支援学級などに在籍する児童生徒に加え、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症など、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への支援体制の整備・強化など、それぞれの障害特性や発達段階に応じた支援を行うことが重要です。

一方、福祉サービス分野では、平成24年(2012年)4月の制度改正により、障害のある子どもを対象とした通所支援サービスを市町村が行うことになり、新たなサービス体系による支援が開始されています。平成25年度に富岡市内に地域ではじめての放課後等デイサービス事業所が整備され、令和5年(2023年)8月末時点において、町内にも放課後等デイサービス事業所が4か所整備されています。

◆主な取組

障害のある乳幼児や児童生徒が将来自立し、積極的に社会参加していくために、発達段階や一人ひとりの障害特性に応じた療育・教育の充実に努める一方、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が活動を共にし、相互理解を深められるよう福祉教育・交流教育を推進します。

1 療育体制の充実

障害のある子どもたちが社会に生きる一人の人間として成長・発達していくためには、早期に障害を発見し、障害の特性・程度や一人ひとりの発達段階に応じた適切な教育、訓練を行い、苦手なことを克服していくことが重要です。

《 施 策 》

① 早期療育体制の充実

- ・ 乳幼児健診の周知・充実を推進し、適切な指導と助言を行います。
- ・ あそびを中心とした集団療育指導を行う各種教室への参加を促進します。
- ・ 特性のある子どもの発見や特性に応じた支援の充実を図り、小学校へのスムーズな移行を行うため、5歳児巡回相談を実施します。

② 相談事業の充実

- ・ 気軽に相談できる体制づくりの構築を図ります。
- ・ 児童相談所や相談支援事業所などと連携し、専門性の高い相談事業を実施します。
- ・ 障害のある子どもの保育を行う職員に対し、専門スタッフが適切な対応に関する技術的な助言（コンサルテーション）を行います。

③ ネットワーク化の推進

- ・ ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、教育、保健、福祉、医療など各分野との広範なネットワーク化を推進します。
- ・ 就園、就学にあたり個別の支援を必要とする児童生徒については、必要な支援を安心して受け続けられるよう、情報の共有を図ります。

③ 療育支援の場の拡充

- ・ 児童発達支援サービスや放課後等デイサービスなど、障害のある子どもの受け入れ体制の整備を拡充します。
- ・ 児童発達支援センターを中心とした障害のある子どもへの支援体制を強化します。

2 学校教育の充実

発達障害、高機能自閉症などを含めた心身に障害のある児童生徒の自立や社会参加を促進するため、それぞれの障害の状態に応じた教育内容・指導方法の充実を図ります。

《 施 策 》

① 学習環境の整備

- ・ 障害のある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、設備のバリアフリー化など学校の環境整備を推進します。
- ・ 教職員の特別支援教育への意識を高めるため、専門的な研修の実施を推進します。
- ・ 障害の程度や個に応じた指導の充実を図るため、教職員や児童生徒、保護者に対する障害の理解を高めます。
- ・ 教育支援委員会の機能強化を図り、適正な就学指導を推進します。

② 教育相談事業の充実

- ・ 子育てや就学等で悩む保護者のために教育相談事業の充実を図ります。

③ 福祉教育・交流教育の充実

- ・ 障害の理解を深めるために、福祉教育・交流教育の充実を図ります。

第4節 雇用・就労の促進

◆現状と課題

障害のある人が職業に就くためには、障害に対する理解や障害の状態にあった働き方ができる環境を整えることが求められており、障害のある人の雇用・就労を支援していくためには「障害に対する理解」の促進を図り、個々の適性や能力、年齢などに応じた多様な活動の場（社会参加の場）の確保を行う必要があります。

国による取り組みでは、令和4年（2022年）10月に「障害者雇用促進法」が改正され、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれており、令和5年4月1日以降から順次施行されています。また、「障害者優先調達推進法」により、国や地方公共団体等は障害者就労施設等からの優先的な調達に努めることとされており、さらなる障害者の自立促進を図ります。

地域における障害のある人の就労を支援するため、一人ひとりの個性に応じた訓練などが受けられる、多様な福祉的就労の場など社会資源を整備・充実させることが今後より一層必要となります。

◆主な施策

障害のある人が就労するということは、単に経済的な理由にとどまらず、就労を通じて社会参加していくことで生きがいを見つけたり、自己実現の達成に向けた重要な取り組みでもあります。障害のある人が、その意欲や適性・能力に応じて自立を図るためには、職業能力開発の機会と職場適応の機会の確保、さらには事業者や職場に対して、障害者雇用に関する理解を深めていくことなどが重要です。そのため、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、群馬障害者職業センターなど関係機関と連携し、就労へ向けた適切な支援の推進を行います。

1 雇用機会の拡大

働く意欲がある人の誰もが就労できるよう関係機関と連携し、事業主への理解を深め、雇用機会の拡大を図ります。

《 施 策 》

① 啓発活動の推進

- ・ 事業主などへ町の広報紙等を利用し、就労機会の拡大へ向けたPRを行います。

2 就労への支援

一般就労を目指している障害のある人の職業能力の向上を図るとともに、事業主と障害のある人双方の不安を解消し、就労機会の拡大や職場定着の支援を行います。

《 施 策 》

① 職業準備支援の推進

- ・ 関係機関と連携し、基本的な労働習慣や知識を身に付ける職業準備支援の利用を推進します。

② 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援の推進

- ・ 関係機関と連携し、専門スタッフを職場へ一定期間派遣する、ジョブコーチ支援事業の利用を推進します。

3 福祉的就労の場の確保

一般就労が困難な障害のある人に対し、雇用の確保と社会参加への意欲を高めるために、福祉的就労の場の確保を図ります。

《 施 策 》

① 福祉的就労施設の整備

- ・ 地域活動支援センター（福祉作業所）や福祉サービス事業所の整備、拡充を図ります。

② 授産製品の拡充

- ・ 関係機関や企業とのネットワークを構築し、授産製品等の拡充を図ります。
- ・ 障害者優先調達推進法に基づく町優先調達方針により、障害者就労施設などから物品等を優先的に調達します。
- ・ 授産製品等販売の場所として庁舎内などを提供します。

第5節 福祉サービスの充実

◆現状と課題

障害のある人が社会の一員として地域の中で安心して豊かな生活ができる社会を実現するためには、ニーズに応じて利用できる多様できめ細かな福祉サービスの充実が必要であり、自立と社会参加を支援するための体制をさらに充実させることが重要です。

経済的支援の充実のためには、障害年金や各種手当、税制面、医療面などにおいて利用できる福祉制度の周知徹底を図る必要があります。

また、障害のある人が利用できる入所・通所施設や雇用の場の拡充については、現在、地域の社会資源が少なく、多くの人々が地域を超えてサービスを利用している状況であり、特に在宅において生活している障害のある人は、サービス提供終了後の支援者確保が課題となっています。今後は社会資源の整備、必要なサービスの質や量を確保できるよう関係各機関と連携し、生活状況に応じた支援が提供できるよう体制の強化が必要です。

◆主な施策

ノーマライゼーション理念のもと、住みなれた地域で自立した生活を送るため、福祉サービスの充実した地域社会体制の整備を推進します。

1 生活安定のための施策の推進

障害のある人が地域社会の中で自立した生活を送り、日常生活を支えるために各種制度の周知徹底を図ります。

《 施 策 》

① 年金、手当、税などの制度の周知

- ・ 町の広報紙、ホームページ等によるPRを行います。

② 就労への支援

- ・ 障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、相談支援事業所などの関係機関との連携を強化し、本人の希望や体調、障害特性に合った就労の機会の獲得に向けた支援体制の拡充を図ります。

2 在宅生活支援サービスの充実

障害のある人が地域社会において快適な在宅生活が送れるよう、障害のある人に必要な福祉サービスの提供を行います。

《 施 策 》

① 日常生活の充実

- ・ 生活の利便性を確保する補装具、日常生活用具の活用を推進します。
- ・ 住宅改造助成事業の利用促進を図ります。

② 相談支援体制の強化

- ・ 相談支援センターや各種相談員の充実と人材の確保を図ります。

③ 在宅介護の充実

- ・ ホームヘルパーの充実を図り、居宅介護事業の支援を行います。
- ・ ガイドヘルパーの充実を図り、移動支援事業の支援を行います。
- ・ 日中一時支援などの充実を図り、緊急時におけるサポート体制を構築します。
- ・ 訪問入浴サービスの充実を図り、家族の負担軽減と福祉の増進を図ります。

3 ライフステージに応じたサービスの提供

障害のある人が地域で安心した生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた支援体制の整備・充実を図ります。

《 施 策 》

① 乳幼児期

- ・ 疾病や障害の予防、早期発見、早期からの療育支援を行うことができるよう、保健、医療分野、保育所等の教育機関、福祉サービス事業者など関係機関と連携し、療育支援体制の充実を図ります。

② 学齢期

- ・ 身体、知的、精神障害に加え、発達障害などのある児童生徒に対し、各教育機関、児童相談所や保健福祉事務所、障害福祉サービス事業者などと連携し、それぞれの特性や環境などに合った教育の支援を行います。また、多種多様な疾病や障害に対する理解の促進に努めます。

③ 成人期

- ・ 地域で安心して自立生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、障害福祉サービスや各種制度の周知徹底、利用支援を推進します。また、障害福祉サービス事業者、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターとともに、障害のある人の日中活動の場や雇用の場の確保を支援します。

④ 高齢期

- ・ 住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、障害のある人や高齢者に対する介護保険など各分野と連携し、一人ひとりに適した福祉サービスが提供できる体制整備の構築を図ります。

4 日中活動及び居住系サービスの充実

従来、障害のある人の生活の場として入所施設が重要視されていましたが、住み慣れた地域で生活するためには、日中活動の場として機能訓練や生活訓練、授産活動等を行う通所施設やグループホーム、ショートステイの受け入れ体制がある施設の役割が重要になってきています。

施設が持つ専門的な介護やその他の支援に関する知識・技術を地域福祉に活用できるよう、地域に密着した施設整備を推進します。

《 施 策 》

① 施設の整備

- ・ 日中活動系サービスを提供する施設整備を推進します。
- ・ グループホームなどの整備を支援します。

第6節 地域の生活環境の整備・改善

◆現状と課題

これまで平成6年9月の「ハートビル法」の施行により、多くの人々が利用する特定建築物の一部では基礎的なバリアフリー化は図られつつあり、平成18年（2006年）12月に施行された「バリアフリー新法」ではさらなるバリアフリー化を推進しています。公園や観光地などのバリアフリー化を進めることや、ユニバーサルデザインの公衆トイレなど徐々に増加していますが、障害のある人もない人も楽しめる施設を作ることが必要です。

また、障害のある人や介護が必要な人が通院などの外出時に、移送サービスを円滑に利用できること、文化・スポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加して、生きがいのある生活を送れるよう、各種活動への参加機会の拡大と支援のための環境の整備が求められています。

◆主な施策

ゆとりある豊かな社会の実現を図るためには、生活の質（QOL）の向上を図り、福祉のまちづくりが必要です。よって、障害のある人の文化・スポーツ・レクリエーション活動等の社会参加における障壁（バリア）を除去するため、生活環境の整備・改善を推進します。

1 福祉のまちづくりの推進

障害のある人が地域で安心して生活するために、緊急時における地域ぐるみの支援や緊急通報体制の整備及び防災対策を図る必要があります。民生委員児童委員やボランティアなどの協力により、こころの通う福祉のまちづくりを推進します。

《 施 策 》

① 安全対策の推進

- ・ 緊急通報装置や地域生活拠点事業を活用し、障害のある人の安心及び安全確保を図ります。

② 見守り体制の強化

- ・ 障害などにより、本人や家族が心配なことや悩んでいることを自分たちだけで抱え込むことがないように、障害や疾病についての周知を図り、民生委員児童委員、介護支援専門員、相談支援員などによる定期的な見守り体制を強化します。

2 防災対策の推進

近年、甚大な被害を及ぼす自然災害が発生しています。本町においても、災害発生時に迅速に対応するため、緊急避難及び支援体制を整備するとともに、より有効な支援ができるよう関係者との連携体制の強化に努めます。

《 施 策 》

① 避難行動要支援者対策の推進

- ・ 避難時に支援を必要とする避難行動要支援者名簿の作成、更新を行います。

② 福祉避難所の確保の推進

- ・ 障害者が利用しやすい福祉避難所を目指します。
- ・ 医療的ケア児にも対応した避難所の確保を推進します。

③ 安全安心メールの活用

- ・ 甘楽町安全安心メール登録の周知を行います。

3 バリアフリー化の推進

平成18年（2006年）12月に施行された「バリアフリー新法」により、多くの人が利用する建築物については、バリアフリー化が義務化及び努力義務とされています。障害のある人が地域で安心して生活するためや社会参加を促進するために、より一層のバリアフリー化を推進します。

《 施 策 》

① バリアフリー建築物の整備促進

- ・ 公共施設のバリアフリー化を推進します。
- ・ バリアフリー新法により民間への指導及び助言など整備の促進を図ります。

② 障害に応じた施設の整備促進

- ・ 障害者専用駐車場の整備を促進します。
- ・ 障害者専用トイレ（オストメイト対応など）の設置を促進します。
- ・ 点字ブロックなどの整備を促進します。

4 移動・交通対策の促進

障害のある人の外出や社会参加の機会の増加、行動範囲の拡大に伴い、移動・交通手段の利用などにおけるハンディキャップの軽減を図ります。

《 施 策 》

① 移動手段の確保

- ・ 移動支援事業を実施し、外出機会の拡充を図ります。
- ・ 福祉タクシー制度の周知を行い、移動手段の充実を図ります。
- ・ 福祉有償運送サービスの利用を推進します。
- ・ 自動車運転免許取得や自動車改造費等の助成事業の周知を行います。

② 道路環境の整備

- ・ 歩道の設置や拡幅、横断歩道、点字ブロック、舗装等の整備の促進を図ります。

5 文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加推進

生きがい、潤いのある生活を送るため、文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加を推進します。

《 施 策 》

① 文化活動等の促進

- ・ 障害者文化芸術活動推進法に基づき、各種文化芸術の鑑賞を楽しめるよう、イベントの開催情報等について、広く周知を図ります。
- ・ 富岡圏域の自立支援協議会など関係機関と連携し、地域での美術展（アール・ブリュットトミオカ）やシンポジウムを開催し、文化活動への参加を促進します。

② スポーツ大会の開催支援

- ・ 障害者スポーツ大会等への出場、開催を支援します。

6 コミュニケーション環境・情報共有環境の整備

視覚・聴覚障害のある人は、情報の収集・利用などに大きなハンディキャップがあるため、誰でも必要な情報を入手し利用できるよう、コミュニケーション手段の確保を図ります。また、インターネットや町ホームページ等を活用し、幅広く障害者への情報提供を行います。

《 施 策 》

① コミュニケーションの機会の確保

- ・ 意思疎通支援事業を実施し、専門機関から手話通訳者等を派遣します。
- ・ 意思疎通支援を行う手話通訳者の養成に資するよう、手話教室や手話奉仕員養成講座を開催します。

② 情報化への対応

- ・ 障害のある人にやさしいホームページ作成に努めます。
- ・ パソコンや周辺機器整備など補助制度の活用を推進します。
- ・ 車いすで利用できる施設等の情報提供を行います。

7 ほじょ犬の受け入れ

公共交通機関や公的施設のみならず、民間施設においてもほじょ犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の受け入れをスムーズに行えるよう、周知の促進を図ります。

《 施 策 》

① 普及・啓発活動の推進

- ・ 住民や事業主などへ町の広報紙等を利用し、ほじょ犬の周知を行います。

第5章 数値目標

第1節 基本方針

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、障害福祉サービス等のサービス量の見込みにあたっては、下表の項目について令和8年（2026年）度を目標年度とする数値目標を設定することとされています。

本町においては、国の基本指針を踏まえつつ、町の実情を勘案した上で目標設定を行うとともに、その目標達成に必要なサービス量を見込み、確保策を検討します。

◆目標値設定に関する国の基本指針

福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。 令和8年度末において、施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数を見込みとする。 精神障害者の地域移行支援等の利用促進（活動指針の設定）。 <p>※以下、県取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とすることを基本とする。 国が提示する推計式を用いて、令和8年度末の精神病床における1年以上の入院患者数（65歳以上、65歳未満）を削減する。 令和8年度末までに、入院3か月時点の退院率を68.9%以上、入院6か月時点の退院率を84.5%以上、入院1年時点の退院率を91%以上にする。
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証、検討を行う。 強度行動障害を有するものに関し、各市町村又は圏域における支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。
福祉施設から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度中に、施設利用者の一般就労への移行実績を令和3年度実績の1.28倍以上にする。 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を就労移行支援事業所の5割以上にする。 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上にする。 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上にする。 <p>※以下、県取組事項</p> <p>地域の就労支援のネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進する。</p>

<p>障害のある子どもへの支援の提供体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを、各市町村又は圏域に1か所以上設置する。 ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築。 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域で1か所以上設置する。 <p>※以下、県取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築。 ・医療的ケア児支援センターを設置する。 ・障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する。
<p>相談支援体制の充実・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置する。 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善をする。
<p>障害福祉サービス等の質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質の向上のための体制を構築する。

第2節 数値目標（令和8年度の将来像）

障害のある人の自立を支援するという観点から、入所等から地域生活への移行支援、移行後の定着支援、就労支援などを進めるため、次の目標を設定します。

目標の設定は、国及び群馬県の基本的な考え方をもとに、町の実情を勘案した上で設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4年（2022年）度末時点で福祉施設に入所している18人のうち、現状を勘案し、令和8年（2026年）度までに3人が地域生活へ移行することを目標とします。

また、地域生活への移行を進める一方で、不足している地域の社会資源の整備が必要であることや施設入所が必要な人の入所等を勘案し、令和8年度末の入所者数については、令和4年度末の入所者数を上回らないことを目標とします。

◆地域生活移行者数の実績及び目標値

項目	数値	考え方
令和4年度末の施設入所者数 (A)	18人	令和4年度末時点で福祉施設に入所していた人の数
【目標値】 地域生活移行者数	3人 (16.7%)	令和8年度末時点で福祉施設から一般家庭、グループホーム等へ地域移行する人の見込数
令和8年度末施設入所者数 (B)	17人	令和8年度末時点で施設入所している人の見込数
【目標値】 施設入所者削減見込 (A-B)	1人 (5.6%)	令和8年度末時点で福祉施設に入所している人の削減見込数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場について、富岡甘楽圏域（以下、圏域という）として、1年間に1回以上の協議の場を設定し、参加します。また、協議の場における目標設定および評価を1年に1回以上実施します。

また、精神障害者の地域移行支援等の利用促進における活動指針について、実績をもとに設定します。

◆精神障害者の地域移行支援等の利用促進（活動指針の設定）

項目	数値			考え方
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人	精神障害者の地域移行支援の利用者数
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人	精神障害者の地域定着支援の利用者数
精神障害者の共同生活援助の利用者数	7人	7人	7人	精神障害者の共同生活援助の利用者数
精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人	精神障害者の自立生活援助の利用者数
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	0人	0人	0人	精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

圏域として整備された地域生活支援拠点等を1つ以上確保しつつ、その機能充実のため、運用状況の検証及び検討を年1回以上開催します。

◆地域生活支援の充実

項目	数値			考え方
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【目標値】 地域生活支援拠点等の設置	1か所	1か所	1か所	地域生活支援拠点を圏域で設置する数
【目標値】 コーディネーターの配置人数	5人	5人	5人	コーディネーターの配置人数
【目標値】 検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検討の実施回数の見込み
【目標値】 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	有	有	有	強度行動障害を有する障害者に関して、その状況やニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制の整備をする
【実績】 令和4年度末時点の施設入所待機者数	6人	令和4年度末時点の施設入所待機者数		
上記のうち、強度行動障害のあるもの（行動関連項目10点以上）	3人	上記のうち、強度行動障害のある者（行動関連項目10点以上）		

4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、令和8年（2026年）度中に一般就労に移行する者を4人とすることを目標とします。一般就労する者のうち、就労移行支援事業を通じて一般就労する者を1人とします。就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業からの一般就労については、現状で実績がないため、一般就労できるよう支援を継続します。

また、現在、町内には就労定着支援事業所は整備されていませんが、地域の就労定着体制の整備・拡充に努めます。

◆福祉施設から一般就労への移行に向けた実績及び目標値

項目	数値	考え方	
【実績】 令和3年度の一般就労移行者数	0人	福祉施設利用者のうち、令和3年度において一般就労した者の数（就労移行支援事業利用）	
【実績】 令和3年度就労移行支援事業の一般就労への移行者数	0人	令和3年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数	
【実績】 令和3年度就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	0人	令和3年度における就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	
【実績】 令和3年度就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	0人	令和3年度における就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	
【実績】 令和3年度就労定着支援事業の一般就労への移行者数	0人	令和3年度における就労定着支援事業の一般就労への移行者数	
令和8年度	【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	4人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度に一般就労する者の数
	【目標値】 令和8年度就労移行支援事業の一般就労移行者	1人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数
	【目標値】 令和8年度就労継続支援A型事業の一般就労移行者	1人	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数
	【目標値】 令和8年度就労継続支援B型事業の一般就労移行者	1人	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数
	【目標値】 令和8年度就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	2割	就労移行支援事業所のうち、令和8年度に就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合
	【目標値】 就労定着支援事業の利用者数	1人	就労移行支援事業等を通じて、令和8年度に一般就労し、就労定着支援事業を利用する者の数
	【目標値】 就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所	2割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所数 ※「就労定着率」：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着数の割合

5 障害のある子どもへの支援提供体制の整備

圏域として、保育所等訪問事業のほか、児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所がそれぞれ設置されており、今後も同様の体制を確保します。

また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を、富岡地域自立支援協議会内に設置し、圏域の市町村・事業所等と連携を図りながら、年1回以上開催します。

◆障害児支援の提供体制の整備等の目標値

項目	数値	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1か所	圏域として、既に1か所設置されており、今後も同様の体制を確保します
【目標値】 障害児の地域社会への参加・包容を推進するための体制の構築	有	令和8年度末までに、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	圏域として、既に1か所設置されており、今後も同様の体制を確保します
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	圏域として、既に2か所設置されており、今後も同様の体制を確保します
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	圏域として、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置数
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	圏域として、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数

◆発達障害者等に対する支援（活動指針の設定）

項目	数値			考え方
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	2人	2人	2人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び町における発達障害者等の数を勘案した受講者数
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	2人	2人	2人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び町における発達障害者等の数を勘案した実施者数
ペアレントメンターの人数	2人	2人	2人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び町における発達障害者等の数を勘案した人数
ピアサポートの活動への参加人数	2人	2人	2人	現状のピアサポートの活動状況及び町における発達障害者等の数を勘案した人数

6 相談支援体制の充実・強化等

圏域として、令和8年（2023年）度末までに基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援を実施します。また、地域の相談支援体制の強化を推進します。

◆相談支援体制の充実・強化（活動指針の設定）

項目	数値			考え方
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を担う基幹相談支援センターの設置	1か所	1か所	1か所	圏域として、既に1か所設置されており、今後も同様の体制を確保します
地域の相談支援体制の強化①	8件	8件	8件	基幹相談支援センターにおける地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み
地域の相談支援体制の強化②	9件	9件	9件	基幹相談支援センターにおける地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み
地域の相談支援体制の強化③	30回	30回	30回	基幹相談支援センターにおける地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数見込み
地域の相談支援体制の強化④	6回	6回	6回	基幹相談支援センターにおける個別事例の支援内容の検証の見込み
地域の相談支援体制の強化⑤	2人	2人	2人	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込み
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組	有	有	有	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討により、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行う体制

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

多様化する障害福祉サービス等の質を向上させるために、都道府県が実施する研修等を活用し、利用者が真に必要とする障害福祉サービスを提供できるよう、体制を構築します。

◆障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（活動指針の設定）

項目	数値			考え方
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有 1回	有 1回	有 1回	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み
指導監査結果の関係市町村との共有	有 1回	有 1回	有 1回	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数 の見込み

第3節 福祉サービスの体系

1 障害者総合支援法に基づくサービス等

◆訪問系サービス

- ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援

◆日中活動系サービス

- ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労選択支援
- ・就労移行支援 ・就労継続支援A型（雇用型） ・就労継続支援B型（非雇用型）
- ・就労定着支援 ・療養介護 ・短期入所

◆居住系サービス

- ・自立生活援助 ・共同生活援助 ・施設入所支援 ・宿泊型自立訓練

◆相談支援

- ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援

2 児童福祉法に基づくサービス

◆障害児通所支援

- ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援

◆障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設

◆相談支援

- ・障害児相談支援

3 地域生活支援事業

- ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・意思疎通支援事業
- ・日常生活用具給付等事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター事業

第4節 障害福祉サービスの必要量の見込み

1 訪問系サービス

前計画策定時は、訪問系サービスをまとめて実利用者数とサービス量を算出していましたが、本計画より、各サービスごとに見込み量を算定することとしました。

前計画策定時の見込みと実績値は訪問系サービスを取りまとめた数値を記載し、本計画で明記すべき事項については、各サービスごとに分けて設定します。

◆訪問系サービスの見込みと実績

		第6期計画 見込みと実績		
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)
実利用者数 (人/月)	見込み	8	8	9
	実績	6	7	7
サービス量 (時間/月)	見込み	160	160	180
	実績	98	352	320

(1) 居宅介護

障害のある人を対象に、ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や掃除などの家事援助を提供するサービスです。

◆現状と課題

定期的にご利用されている人など、一定の利用者がいる状況です。サービス量については利用月によりばらつきがありますが、利用者数は横ばいの状況です。居宅介護は、在宅生活を継続していくにあたり、とても重要なサービスであるため、利用者一人ひとりのニーズに対応したサービスを提供することが求められています。

◆今後のサービスの見込み量

令和3年(2021年)度から令和5年(2023年)度までの利用実績、今後の利用量の増加などの点を勘案し、サービス見込み量を設定します。

	第7期計画 見込み		
	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	6	6	6
サービス量 (時間/月)	160	160	180

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由や知的障害、精神障害によって常に介護を必要とする人に対して、ヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの介護や掃除などの家事援助、外出時の移動支援などを総合的に提供するサービスです。

◆現状と課題

圏域にサービスを提供することができる事業所がなく、利用者が少ない状況です。介護者の高齢化も鑑み、一時的に利用する人なども増えてくることが予想されます。

◆今後のサービス見込み量

令和3年(2021年)度から令和5年(2023年)度までの利用実績、今後の利用量を勘案し、サービス見込み量を設定します。

	第7期計画 見込み		
	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	1	1	1
サービス量 (時間/月)	245	245	245

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(3) 同行援護

視覚障害のため、移動に著しい困難がある人に対して、外出時に同行して移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出の際に必要な援助を提供するサービスです。

◆現状と課題

現在、同行援護は利用実績がない状況です。

◆今後のサービス見込み量

現状では、サービスの利用は見込まれません。

	第7期計画 見込み		
	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	0	0	0
サービス量 (時間/月)	0	0	0

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(4) 行動援護

知的障害や精神障害のため、行動上に著しい困難があり、常に介護を必要とする人に対して、行動に伴って生じる可能性のある危険を回避するための援護や、外出時の移動支援などを提供するサービスです。

◆現状と課題

圏域にサービスを提供できる事業所がなく、また、県内に事業所が少ないことから、利用実績が少ない状況となっています。

◆今後のサービス見込み量

令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度までの利用実績、今後の利用量の増加などの点を勘案し、サービス見込み量を設定します。

	第7期計画 見込み		
	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	1	1	1
サービス量 (時間/月)	45	45	45

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(5) 重度障害者等包括支援

重度の障害のために常に介護を必要とし、コミュニケーションを図ることが特に困難な人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所などの複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

◆現状と課題

現在、重度障害者等包括支援は利用実績がない状況です。

◆今後のサービス見込み量

現状では、サービスの利用は見込まれません。

	第7期計画 見込み		
	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	0	0	0
サービス量 (時間/月)	0	0	0

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

通所および入所施設において安定した生活を営むため、常に介護等の支援を必要とする人に対して、入浴、排せつ、食事等の支援や、創作的活動または生産活動の機会を提供することにより、身体機能や生活能力の向上のために必要な支援を提供するサービスです。

◆現状と課題

令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度までの利用実績において、サービス量については利用月によりばらつきがありますが、利用者数は増加しています。生活介護は、利用者の日中活動の場として不可欠なサービスであり、利用者一人ひとりのニーズに対応したサービスを提供することが求められ、今後も一定数の利用希望者が見込まれます。

◆今後のサービス見込み量

令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度までの利用実績、今後の利用量などを勘案し、サービス見込み量を設定します。

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	見込み	33	34	35	36	37	38
	実績	33	35	35			
サービス量 (人日/月)	見込み	660	680	700	749	770	790
	実績	698	728	690			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

※人日/月は1か月当たりの延べ日数

(2) 自立訓練

① 機能訓練

身体障害のある人に対して、地域で自立した日常生活ができるよう身体機能や生活能力を維持・向上させるため一定の期間において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションや生活についての相談、助言などの支援を提供するサービスです。

② 生活訓練

知的障害や精神障害のある人に対して、地域で自立した日常生活ができるよう生活能力を維持・向上させるため一定の期間において、入浴、排せつ、食事等に関する訓練や生活についての相談、助言などの支援を提供するサービスです。

◆現状と課題

自立訓練、生活訓練ともに、圏域にサービスを提供できる事業所がなく、また、県内に事業所が少ないことから、利用実績がありません。

◆今後のサービス見込み量

令和3年(2021年)度から令和5年(2023年)度までの利用実績がないことから、現状ではサービスの利用は見込まれません。

		第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
			3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
機能	実利用者数 (人/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
訓練	サービス量 (人日/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
生活	実利用者数 (人/月)	見込み	1	1	1	0	0	0
		実績	0	0	0			
訓練	サービス量 (人日/月)	見込み	20	20	20	0	0	0
		実績	0	0	0			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(3) 就労選択支援

障害のある人が就労先や働き方について良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援するサービスです。

◆現状と課題

令和6年度より新設されるサービスであるため、実績がない状況です。サービスが開始することによって、障害のある人の就労機会の拡大が見込まれます。

◆今後のサービス見込み量

就労移行支援、就労継続支援を新規に利用する者の数の見込みを勘案し、サービス見込み量を設定します。

	第7期計画 見込み		
	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	5	4	3

(4) 就労移行支援

一般就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、就労に必要な生産活動や職場体験などの機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その人の適性に合った職場の開拓や就職後の職場定着に必要な相談などを提供するサービスです。

◆現状と課題

令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度までの利用実績は増加しており、今後も一般就労を希望する障害のある人は同程度の利用が見込まれます。

◆今後のサービス見込み量

令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度までの利用実績、今後の利用量などを勘案し、サービス見込み量を設定します。

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	見込み	3	3	3	4	4	4
	実績	0	2	2			
サービス量 (人日/月)	見込み	51	51	51	68	68	68
	実績	0	34	45			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(5) 就労継続支援

① A型（雇成型）

就労が困難な65歳未満の人に対して、事業者と雇用契約を結び、事業所内において、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練などの支援を提供するサービスです。

② B型（非雇成型）

年齢や体力、心身の状態などの事情により、就労に結びつかなかった人に対して、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練などの支援を提供するサービスです。

◆現状と課題

就労継続支援A型については、令和4年度に富岡市に2事業所が開所となったため、今後、利用者の増加が見込まれます。

就労継続支援B型についても、圏域に事業所が少しずつ増えてきていることもあり、利用者数は増加傾向にあります。日中活動の場として今後も必要不可欠なサービスであるため、今後も同程度の利用が見込まれます。

◆今後のサービス見込み量

令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度までの利用実績、今後の利用量の増加などを勘案し、サービス見込み量を設定します。

		第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
			3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
A型	実利用者数 (人/月)	見込み	1	1	2	3	4	5
		実績	2	1	4			
	サービス量 (人日/月)	見込み	20	20	40	48	64	80
		実績	37	16	85			
B型	実利用者数 (人/月)	見込み	18	18	18	21	23	24
		実績	19	19	18			
	サービス量 (人日/月)	見込み	324	324	324	391	428	446
		実績	370	354	330			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(6) 就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害のある人の就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るため、企業・自宅等への訪問や障害のある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスです。

◆現状と課題

平成30年(2018年)度から新設されたサービスであり、一般就労する人は増加していませんが、最長3年間利用できるサービスのため、今後も一定の需要があることが想定されます。

◆今後のサービス見込み量

今後、一般就労される障害のある人等の数などから、サービス見込み量を設定します。

		第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み		
			3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)
実利用者数 (人/月)	見込み	2	2	3	2	2	2
	実績	0	1	1			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(7) 療養介護

病院などへの長期入院による医療的ケアに加え、常に介護を必要とする障害のある人に対し、主に昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで行われる介護、日常生活上の支援を提供するサービスです。また、療養介護のうち、医療にかかるものは療養介護医療として提供されます。

◆現状と課題

療養介護事業は、平成24年（2012年）度からの制度改正により、都道府県から市町村へ移管された事業であり、本町では現在3人が療養介護サービスを利用しています。

◆今後のサービス見込み量

令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度までの利用実績、今後の利用量などを勘案し、サービス見込み量を設定します。

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数	見込み	4	4	4	3	3	3
(人/月)	実績	4	3	3			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(8) 短期入所

自宅で介護を担っている人が病気などの理由で介護が難しくなったときに、短期間の施設入所が必要な障害のある人に対して、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。

◆現状と課題

短期入所の利用者数、サービス量については横ばいです。現在、重症心身障害者の人が主に利用している状況となっていますが、家庭の事情などによる緊急的な利用、将来の施設入所を見通しての利用など、今後も一定の需要があることが想定されます。

◆今後のサービス見込み量

令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度までの利用実績、今後の利用量などを勘案し、サービス見込み量を設定します。

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数	見込み	5	5	5	6	6	6
(人/月)	実績	3	6	6			
サービス量	見込み	30	30	30	40	40	40
(人日/月)	実績	32	49	40			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対し、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービスです。

◆現状と課題

平成30年(2018年)度から新設されたサービスであり、サービス提供事業所が圏域にないこと、また、県内に事業所が少ないこともあり、利用実績がない状況です。

◆今後のサービス見込み量

現状では、サービスの利用は見込まれません。

		第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み		
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数	見込み	0	0	0	0	0	0
(人/月)	実績	0	0	0			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(2) 共同生活援助(グループホーム)

障害のある人に対し、主に夜間、共同生活を営む住居において、相談や食事・入浴などの日常生活の支援を提供するサービスです。

◆現状と課題

共同生活援助(グループホーム)の利用者数は、地域移行の促進や「親亡き後」を見据え、当該サービスの利用希望は日増しに高まっている状況です。地域でも、グループホームの数が少しずつ増えてきています。

◆今後のサービス見込み量

令和3年(2021年)度から令和5年(2023年)度までの利用実績、今後の利用量などを勘案し、サービス見込み量を設定します。

		第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み		
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数	見込み	24	25	26	26	28	33
(人/月)	実績	24	24	26			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(3) 施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対して、主として夜間において、入浴、排泄及び食事の介護等の必要な日常生活上の支援を提供するサービスです。

◆現状と課題

施設入所の利用状況を見ると、増加傾向となっています。施設入所者の地域生活移行を進める一方で、施設入所が必要な人の入所調整、社会資源の整備等が課題となっています。

◆今後のサービス見込み量

地域移行に向けた入所者数の削減目標を踏まえつつ、家庭の事情などから施設入所の待機者がいることや今後の利用量などを勘案し、サービス見込み量を設定します。

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数	見込み	17	17	17	19	18	17
(人/月)	実績	15	18	17			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(4) 宿泊型自立訓練

知的障害又は精神障害のある人に対し、居室や設備を利用してもらうとともに、家事などの日常生活能力を向上させるための支援、生活などに関する相談、助言などの支援を提供するサービスです。

◆現状と課題

宿泊型自立訓練は、利用実績のない状況が続いています。

◆今後のサービス見込み量

今後もこれまでと同様、利用は見込まれません。

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数	見込み	0	0	0	0	0	0
(人/月)	実績	0	0	0			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

4 相談支援サービス

(1) 計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての人を対象に、サービス等利用計画を作成し、サービス利用後、一定の期間ごとに計画内容の見直し（モニタリング）などを行い、障害のある人の自立した生活を支え、利用者が抱える課題を解決したり、適切なサービス利用ができるよう、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を提供するサービスです。

◆現状と課題

計画相談支援は、制度改正により平成24年（2012年）度から障害福祉サービスを利用するすべての人を対象に作成することとなり、徐々に作成件数が増加してきました。利用者は、全体数として増加傾向にあります。

◆今後のサービス見込み量

計画相談については、令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度までの利用実績、今後の利用量などを勘案し、サービス見込み量を設定します。

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数	見込み	13	14	15	20	21	22
(人/月)	実績	17	19	20			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(2) 地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院を退所（院）するにあたって支援が必要な人に対し、施設や病院の地域移行の取り組みと連携しつつ、住居の確保や地域生活を営むための活動に関する相談などの支援を提供するサービスです。

◆現状と課題

地域移行支援については、現在利用がない状況です。

◆今後のサービス見込み量

現在までの利用実績はありませんが、今後の障害者支援施設や精神科病院に入所（院）中の人数や地域移行する人数などを勘案し、サービス見込み量を設定します。

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	見込み	0	0	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(3) 地域定着支援

障害者支援施設や精神科病院から退所(院)した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人などに対し、地域生活が継続できるよう、常時の連絡体制を確保、障害の特性に起因して生じた緊急事態の相談などの支援を提供するサービスです。

◆現状と課題

地域定着支援については、現在利用がない状況です。

◆今後のサービス見込み量

現状では、サービスの利用は見込まれません。

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	見込み	0	0	1	0	0	0
	実績	0	0	0			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

5 障害児支援

(1) 児童発達支援

乳幼児健診で療育支援が必要となった児童、在籍している保育所等と併せて専門的な療育や訓練が必要となった児童など、個別又は集団の療育支援が必要な未就学の児童に対し、通所により、日常生活で必要となる基本的な動作や知識の獲得のための支援、集団生活への適応訓練などの支援を提供するサービスです。

◆現状と課題

利用状況を見ると、療育支援の場を求めて一定の利用希望がある状況です。利用方法も個々の事情に応じて、児童発達支援事業所のみを利用する児童や、一般の保育所等と児童発達支援事業所を併用する児童がいます。

しかし、療育支援の場が必要とされる中で、地域における事業所が少ないことが課題の一つとなっています。令和4年度末時点において、圏域に児童発達支援センター1か所、児童発達支援事業所1か所が整備されていますが、未だ圏域外へ通所している児童もあり、地域の社会資源の整備も求められています。

◆今後のサービス見込み量

平成25年（2013年）度から利用が始まったサービスです。幼児期等の一定の年齢期におけるサービス利用であることから、新規利用と支給終了の両方を勘案し、見込み量の設定をします。

	第2期計画 見込みと実績			第3期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	見込み	5	6	6	8	9	10
	実績	5	8	6			
サービス量 (時間/月)	見込み	35	42	42	73	82	91
	実績	47	73	50			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(2) 放課後等デイサービス

学校（幼稚園、大学を除く）に通学している児童生徒に対し、放課後や休業日、長期休業の間、通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進の支援などを提供するサービスです。

◆現状と課題

利用状況を見ると、利用月によってばらつきはありますが一定の利用実績があります。特に長期休業などにおいては、利用者・サービス量ともに増加する傾向にあります。居場所や交流の場という観点もあり、今後も一定数の利用希望者が見込まれます。児童生徒の心身の状況や置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導・訓練を提供することが求められています。

◆今後のサービス見込み量

現在、町内の放課後等デイサービス事業所数が4か所となっており、通所しやすい状況が整備されてきたことから、今後も利用の増加が見込まれますので、これまでの利用実績を踏まえつつ、サービス見込み量を設定します。

	第2期計画 見込みと実績			第3期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	見込み	28	29	30	28	28	29
	実績	24	26	28			
サービス量 (人日/月)	見込み	336	348	360	380	380	395
	実績	364	364	380			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(3) 保育所等訪問支援

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校など集団生活を営む施設に通う児童に対し、訪問支援員が通園・通学先を訪問し、対象児童が周囲の児童との集団生活に適應することができるよう、専門的な支援を提供するサービスです。

◆現状と課題

平成29年(2017年)度から利用が始まりました。利用希望者は徐々に増えており、今後も利用者の増加が見込まれます。

◆今後のサービス見込み量

制度の周知が広がり、今後の利用の増加が見込まれますので、これまでの利用実績を踏まえつつサービス見込み量を設定します。

	第2期計画 見込みと実績			第3期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	見込み	2	2	2	6	7	7
	実績	0	3	6			
サービス量 (人日/月)	見込み	2	2	2	6	7	7
	実績	0	3	6			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(4) 医療型児童発達支援

肢体不自由(上肢、下肢、体幹機能障害)があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理などの支援が必要な児童に対し、日常生活で必要となる基本的な動作や知識の獲得のための支援、集団生活への適應訓練などの支援を提供するサービスです。

◆現状と課題

現在、近隣市町村にサービスを提供できる事業所がない状況ですが、支援を必要とする障害児に必要なサービス提供ができるよう、関係機関と連携を図ることが求められています。

◆今後のサービス見込み量

近隣市町村に該当事業所が整備されていないため、今後3年間の利用見込みはありません。

		第2期計画 見込みと実績			第3期計画 見込み		
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
サービス量 (日/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

◆現状と課題

現在、近隣市町村にサービスを提供できる事業所がない状況ですが、支援を必要とする障害児に必要なサービス提供ができるよう、関係機関と連携を図ることが求められています。

◆今後のサービス見込み量

近隣市町村に該当事業所が整備されていないため、今後3年間の利用見込みはありません。

		第2期計画 見込みと実績			第3期計画 見込み		
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(6) 福祉型障害児入所支援

障害のある児童に対し、入所により食事、入浴、排せつなどの身体介護や日常生活を送るうえで必要な知識・技能獲得のための支援を提供するサービスです。

◆現状と課題

福祉型障害児入所支援サービスは、これまで利用していた障害のある児童が平成28年（2016年）度末で退所して以降、利用がない状況です。

◆今後のサービス見込み量

現状では、サービスの利用は見込まれません。

	第2期計画 見込みと実績			第3期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(7) 医療型障害児入所支援

障害のある児童に対し、入所により食事、入浴、排せつなどの身体介護や日常生活を送るうえで必要な知識・技能獲得のための支援を提供し、併せて治療を行うサービスです。

◆現状と課題

令和4年（2022年）度時点において、利用実績はありません。

◆今後のサービス見込み量

現状では、サービスの利用は見込まれません。

	第2期計画 見込みと実績			第3期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(8) 障害児相談支援

障害児通所支援サービスを利用するすべての児童を対象に、サービス等利用計画を作成し、サービス利用後、一定の期間ごとに計画内容を見直し（モニタリング）などを行い、障害のある児童の自立した生活を支え、利用者が抱える課題を解決したり、適切なサービス利用ができるよう、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を提供するサービスです。

◆現状と課題

障害児相談支援は、制度改正により平成24年（2012年）度から障害福祉サービスを利用するすべての児童を対象に作成することとなり、徐々に作成件数が増加してきました。利用者は、全体数として増加傾向にあります。

◆今後のサービス見込み量

令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度までの利用実績、今後の利用量などを勘案し、サービス見込み量を設定します。

	第2期計画 見込みと実績			第3期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数	見込み	7	8	8	14	15	16
(人/月)	実績	13	13	10			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

第5節 地域生活支援事業の必要量の見込み

1 相談支援事業

障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行い、日常生活や社会生活を自立して営むことができるよう支援するサービスです。

◆現状と課題

現在、富岡甘楽圏域の1市2町1村により、富岡市内に相談支援事業所を共同設置し、相談支援サービスを行っています。この他、群馬県の指定を受けた相談支援事業所が富岡市内に4か所整備されています。

◆今後のサービス見込み量

事業内容が専門的なこと、専門職を配置して町単独で事業を行うことが困難なことから、今後も近隣市町村と連携し、現在と同数の事業所を設定します。

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
事業所数	見込み	2	2	2	1	1	1
	実績	1	1	1			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

2 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用している人や利用しようとしている人で、成年後見制度を利用することが有効と認められる知的障害、精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用に必要な費用のすべてまたは一部について補助を行うサービスです。

◆現状と課題

現在、町長申立てによる制度の利用者はいません。しかし、障害のある人や両親の高齢化といった課題が現われてきていることなどから、成年後見制度の周知活動により、今後の制度利用が想定されます。

◆今後のサービス見込み量

令和4年（2022年）度までの利用実績はありませんが、今後の利用量を勘案してサービス見込み量を設定します。

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数	見込み	1	1	1	1	1	1
(人/年)	実績	0	0	0			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

3 意思疎通支援事業

聴覚、言語などに障害がある人やその他の障害によりコミュニケーションを図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行うサービスです。手話通訳者などの派遣事業を実施していますが、派遣の実施は、派遣事業の委託契約を締結し、群馬県コミュニケーションプラザが行っています。

平成31年4月に、甘楽町手話言語条例を制定し、手話への理解や普及のため、手話教室の開催など、手話を必要とする障害者が必要な支援を受けられる体制づくりの推進を行っています。

◆現状と課題

利用者は少ないですが、潜在する対象者は多数いると想定されます。必要な人が必要な時に利用できるよう事業の周知を図ります。

◆今後のサービス見込み量

令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度までの利用実績を踏まえた上で、今後の利用量などを勘案し、サービス見込み量を設定します。

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
利用件数	見込み	8	8	8	4	5	6
(件/年)	実績	17	1	2			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

4 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対し、日常生活上の困難を改善し、自立支援、社会参加を促進することのできる用具などを給付するサービスです。

◆現状と課題

日常生活用具では様々な種類を取り扱っていることから、用具の種類ごとに利用にばらつきがありますが、排せつ管理支援用具が多く利用されています。

◆今後のサービス見込み量

令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度までの利用実績、今後の利用量などを勘案し、サービス見込み量を設定します。

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
介護・訓練支援用具 (特殊寝台、特殊マット等)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	2			
自立生活支援用具（入浴補助用具、頭部保護帽等）	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器等）	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	2	2	0			
情報・意思疎通支援用具 (聴覚障害者用通信装置等)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
排せつ管理支援用具（ストーマ装具、紙おむつ等）	見込み	280	280	280	380	380	380
	実績	167	368	400			
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

5 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対し、余暇活動や社会参加のための外出支援を行うサービスです。町で事業を実施していますが、サービスの提供は、町と委託契約を締結した事業所が実施しています。

◆現状と課題

現在、11事業所と委託契約を結んでいます。多くの方が休日や長期休暇に余暇などの外出支援として利用しています。近年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、余暇活動や社会参加活動に制限がありましたが、移動支援事業利用者は増加傾向にあります。

◆今後のサービス見込み量

令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度までの利用実績、今後の利用量などを勘案し、サービス見込み量を設定します。

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	見込み	10	10	10	10	10	10
	実績	7	11	10			
利用時間 (時間/月)	見込み	240	240	240	240	240	240
	実績	178	220	235			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

6 地域活動支援センター事業

障害のある人に対し、通所において、創作活動または生産活動の機会や、社会との交流促進の機会などを提供するサービスです。地域の事業所の整備状況については、町内に1か所、地域では、富岡甘楽圏域の1市2町1村が共同で設置する事業所が1か所あります。

◆現状と課題

地域活動支援センターは、日中活動の場として継続利用する人が多いため、利用者はほぼ横ばいです。

◆今後のサービス見込み量

令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度までの利用実績、今後の利用量などを勘案し、サービス見込み量を設定します。

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
設置数	見込み	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2			
実利用者数 (人/月)	見込み	13	13	13	13	13	13
	実績	13	13	13			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

7 その他の事業（任意事業）

地域生活支援事業の任意事業として、取り組んでいる事業です。家族等の介護負担の軽減や、障害者の自立した生活促進のため、町と委託契約を締結した各事業所が実施しています。

(1) 訪問入浴サービス事業

在宅で生活しており、自力や家族の介護のみでは入浴が難しい重度の身体障害がある人に対し、訪問により自宅で入浴を行うサービスです。

◆今後のサービス見込み量

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	1			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(2) 日中一時支援事業

本人の日中活動の場を確保したり、介護を担う家族の負担軽減などのため、障害のある人を一時的に預かり、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行うサービスです。

◆今後のサービス見込み量

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	見込み	6	6	6	5	5	5
	実績	1	0	2			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(3) 自動車運転免許取得費補助事業

身体に障害のある人に対し、自立した生活を促進するため、障害に応じた自動車運転免許を取得するために必要な教習費用の一部を補助します。

◆今後のサービス見込み量

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

(4) 自動車改造費補助事業

身体に障害のある人に対し、自立した生活を促進するため、障害に応じた自動車に改造するための費用の一部を補助します。

◆今後のサービス見込み量

	第6期計画 見込みと実績			第7期計画 見込み			
		3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
実利用者数 (人/月)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	0			

※令和3年度・令和4年度は3月、令和5年度は9月末時点の実績により算出した年度末の見込み

第6節 障害福祉サービス等の見込み量確保のための方策

制度改正により、めまぐるしくサービス体系や施策が展開される近年において、利用者ニーズも複雑・多様化しています。それらのニーズを的確に把握し、適切なサービスを提供できるよう、各サービスの見込量を確保するための方策を講じます。

1 訪問系サービス

訪問系サービス提供事業者は社会福祉法人、株式会社や有限会社、NPO法人など多様な民間事業者が参入しており、今後ますます利用の増大が予測されます。障害のある人が住み慣れた居宅において安心して利用でき、地域生活を適切に営むことができるよう、必要なサービス量の確保を図るとともに、サービスの質の向上を図ります。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、日中活動の場の提供、生活や就労に関する知識・技術の訓練などの支援により、障害のある人の地域生活を支える上で重要なサービスとなっています。サービスを利用することで、本人や家族が地域の中で安心して日常生活を営むことができるよう、必要なサービス量の確保を図るとともに、一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供していくため、サービス提供事業者など関係機関と連携し、調整を行います。また、以前から求められている地域の社会資源の整備・充実に向けて、官民の連携を強化し、地域への事業者の参入を促進します。

3 居住系サービス

施設入所支援については、真に入所支援を必要とする人が利用できるよう、サービス提供事業者と連携を図ります。また、地域生活へ移行できる人の退所（院）を促進する観点から、グループホームの整備に積極的に取り組み、移行後も地域の中で個々のニーズに合った生活を送ることができるよう、関係機関と連携し調整を図ります。

4 相談支援サービス

サービスを利用する一人ひとりに対し、きめ細やかな相談支援により、個々のニーズや生活環境に合った支援を行えるよう、相談支援事業者や関係機関と連携を強化します。また、専門的な知識・技術が必要となるサービスであることから、相談支援従事者研修などへの参加を促し、相談支援専門員のスキルアップを図り、かつ、身近な相談の場としての相談支援事業所の整備・充実に推進します。

5 障害児支援サービス

児童発達支援や放課後等デイサービスは事業所数が増加傾向にあり、利用者数、利用量ともに増加しています。今後は、一人ひとりの障害特性やニーズなどにあった支援が提供できるよう、家族、サービス提供事業者や相談支援事業所など関係機関との連携強化を図ります。また、自立支援協議会においても圏域のサービス提供事業者と情報共有の場を年1回以上設けます。

6 地域生活支援事業

地域生活支援事業では、地域の実情に応じた多様なサービスを展開することが求められています。

相談支援事業については、相談支援事業者や地域のサービス提供事業者との連携を強化し、よりきめ細やかな相談支援を行えるよう支援します。

成年後見制度利用支援事業や意思疎通支援事業については、制度の周知を図り、さまざまなケースに対応できるようサービス提供体制の確保・充実に努めます。

日常生活用具給付等事業については、用具を必要とする人の障害特性や生活実態に即した用具を給付できるよう、対象基準の見直しや用具取扱業者や関係機関と連携した情報交換、情報収集を行います。

移動支援事業については、外出時の支援サービスとして不可欠なものとなっており、今後もサービス提供事業者の参入を推進し、個々のニーズに対応したサービスを提供します。

地域活動支援センター事業については、事業所と連携して情報収集を行い、充実した創作活動や生産活動が行えるよう努めます。

第6章 計画の推進

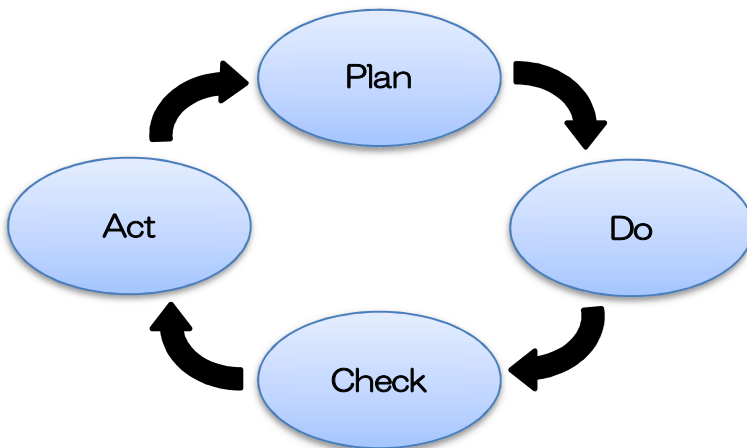
共生社会の実現に向けて、住民や地域との協働、関係機関及び社会福祉事業者との連携を図りながら計画を推進します。

また、社会情勢や生活環境の変化といったさまざまな要因に柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直し、点検を行います。

第1節 推進体制と計画の進捗管理

計画策定後は、担当課を中心に関係部局・近隣市町村と連携を図りながら執行体制を一層強化します。また、計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しを行う等、PDCAサイクルを取り入れながら、着実に計画の推進に努めます。

また、数値目標「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の確実な運営と円滑な推進を図るために、相談支援事業者、障害者団体、サービス提供事業者、行政など関係者で構成された「自立支援協議会」および「地域生活支援部会」「就労支援部会」「こども部会」「精神部会」「相談支援部会」を活用し、計画の具体的推進に関する課題や方策を検討・協議し、地域の実情にあった計画の推進及び進行管理を行います。



Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do（実行）	計画に基づき活動を実行する
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標・活動などを見直しする

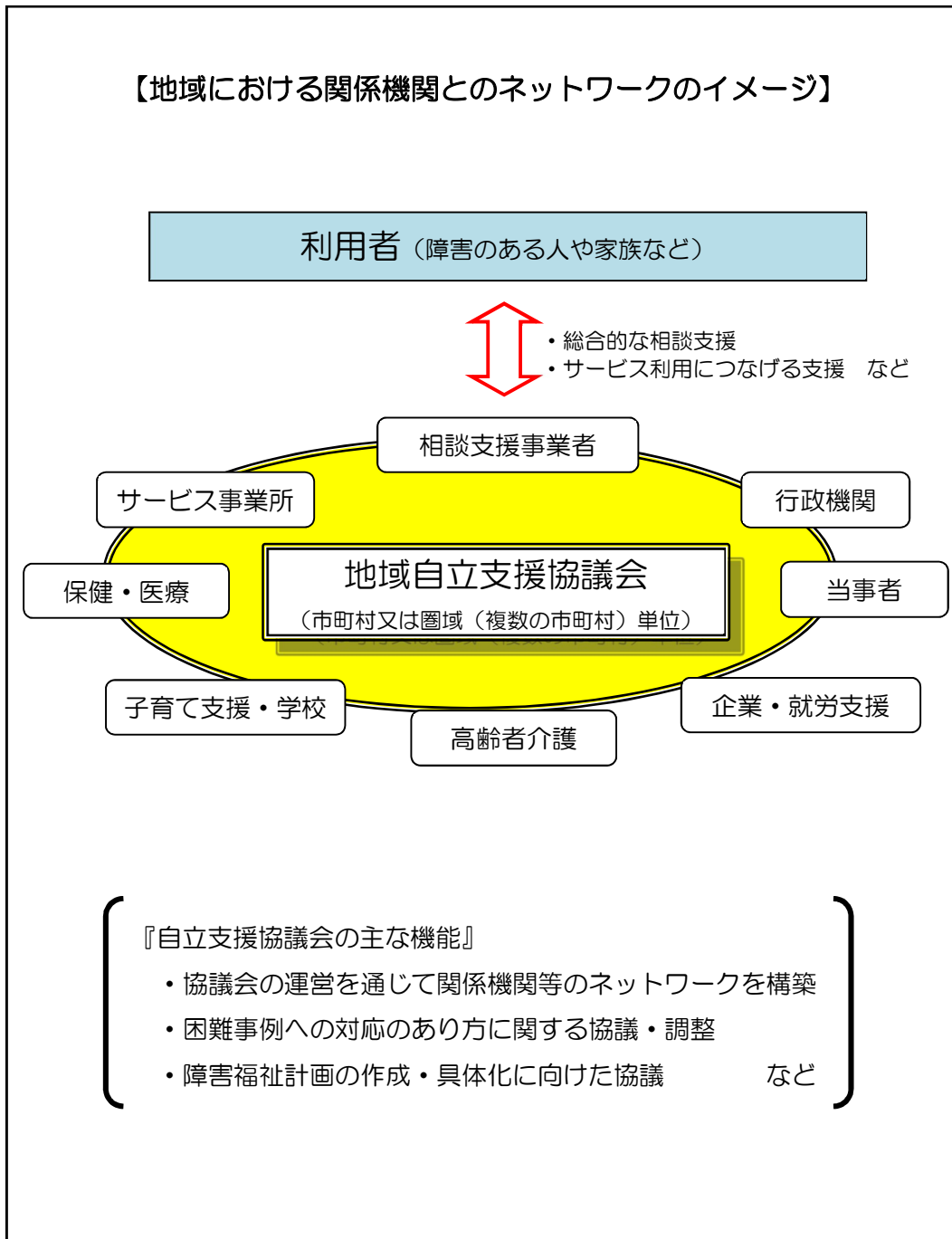
第2節 計画の普及・啓発

本計画について、計画書のほか、町の広報紙やホームページ、パンフレット等で計画内容の周知を図ります。

また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持つために、町内会や民生委員・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取り組みや活動事例などを紹介します。

第3節 圏域での連携

計画の推進にあたり、障害のある人が地域の中で安心して生活できるよう、本人やその家族をはじめ、地域の保健、医療、福祉、就労、教育、行政などの分野の関係者、関係機関の連携強化を行い、生活や福祉サービス利用に関する相談、支援体制の充実を図ります。



第4節 持続可能な開発目標SDGsの推進

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択され、国連に加盟する、193か国が平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの15年間で達成するために掲げた目標で、17の国際目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

地域で安心して住み続けられるという地方創生の理念は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、平成27年（2015年）の国連サミットで採択されたSDGsの理念と軌を一にするものです。

本計画においてもSDGsを推進する観点から、17の国際目標と本計画の施策体系との対応を整理し、各分野の施策を立案していきます。

SDGsの17の国際目標								
	1 貧困をなくそう	貧困をなくそう		2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに		3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を
	4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに		5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう		6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレを世界中に
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーをみんなにそしてクリーンに		8 働きがいも経済成長も	働きがいも経済成長も		9 産業と技術革新の基盤をつくろう	産業と技術革新の基盤をつくろう
	10 人や国の不平等をなくそう	人や国の不平等をなくそう		11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを		12 つくる責任 つかう責任	つくる責任 つかう責任
	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動に具体的な対策を		14 海の豊かさを守ろう	海の豊かさを守ろう		15 陸の豊かさも守ろう	陸の豊かさも守ろう
	16 平和と公正をすべての人に	平和と公正をすべての人に		17 パートナリシップで目標を達成しよう	パートナーシップで目標を達成しよう			

資料編

◆第5期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定の経過

計画の策定にあたっては、第4期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画をもとに甘楽町障害者計画策定委員会及び幹事会において検討を進めました。

1 検討の経過

開催日	会議名等	主な内容
令和5年6月29日	計画策定委員会	・委嘱状交付 ・今後の策定スケジュールについて
令和5年7月14日	計画策定幹事会	・計画策定について①
令和5年8月17日	計画策定幹事会	・計画策定について②
令和5年9月25日	計画策定幹事会	・進捗状況報告
令和5年10月25日	計画策定委員会	・障害者計画(素案)について
令和5年11月21日	計画策定幹事会	・障害者計画(案)について
令和5年12月22日	計画策定委員会	・障害者計画(案)について
令和6年1月10日～1月31日	パブリックコメント	・HP、役場、にこにこ甘楽で実施
令和6年2月1日	計画策定幹事会	・パブリックコメントの結果について
令和6年2月15日	計画策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・障害者計画・概要版について

2 障害者計画策定委員会及び幹事会の構成員一覧（敬称略）

役職	氏名	所属	備考
委員長	近藤 秀夫	教育長	
副委員長	白石 豊樹	甘楽町議会議長	
委員	吉田 恭介	甘楽町議会社会産業常任委員長	
委員	新井 淳司	区長会長	
委員	高橋 勝利	民生委員児童委員協議会長	
委員	横山 洋子	保健推進員代表	
委員	浦辺 貢平	手をつなぐ育成会長	
委員	工藤 さつき	相談支援事業所・地域活動支援センター みのり センター長	
委員	中島 稔	富岡保健福祉事務所 企画福祉課長	
委員	齋藤 誠	社会福祉協議会事務局長	
幹事長	五十里比登志	福祉課長	
副幹事長	平井まさみ	健康課長	
幹事	茂原 賢	福祉課 補佐兼福祉係長	
幹事	小澤由佳利	福祉課 補佐兼こども係長	
幹事	萩原 泉	健康課 保健係長	
幹事	野中 香	福祉課 介護保険係長	
幹事	中嶋ひかり	健康課 保健係	
幹事	山田美鈴	福祉課 介護保険係	
幹事	高木里奈	福祉課 こども係	
幹事	田中登美子	福祉課 福祉係	
幹事	山田彩衣	福祉課 福祉係	

3 甘楽町障害者計画策定委員会設置運営要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、障害者が地域社会の中で、安心と安らぎを求めて生活することができることを目的とし、甘楽町障害者計画（以下「計画」という。）を策定するために、甘楽町障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる団体又は機関の代表者（当該団体又は機関から推薦を受けた者を含む。）の中から、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町教育長
- (2) 町議会議員
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 町職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(役員)

第5条 委員会に、委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、町教育長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の中から互選する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。
(幹事会)

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、福祉課及び健康課職員で構成し、第2条に定める所掌事務を委員会が円滑に推進していくための専門的事項の調整及び企画立案を行う。

3 幹事会は、幹事長1名、副幹事長1名を置き、幹事の中から互選する。
(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、主管課が行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日要綱第1号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年5月29日要綱第28号)

この要綱は、公布の日から施行する。

用語の解説

あ行

ADHD（注意欠陥・多動性障害） 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

NPO 民間の非営利団体。

LD（学習障害） 基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推理する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障害を指すもの。

オストメイト 直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障害を負い、腹部に人工的に排泄のための孔（ラテン語でストーマ）を造設した人のこと。

か行

ガイドヘルパー 視覚障害の人や、障害のため車いすを利用している人、知的障害の人が外出する際に、歩行や車いすの介助、あるいは外出先での食事の介護などに携わる職種。

グループホーム 地域社会の中にある住宅において、数人の障害者が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態であって、同居あるいは圏域に居住している専任の世話人により日常的な生活援助が行われるもの。

ケアマネジメント 援助を必要としている人に対して、地域のさまざまな社会資源、サービス等の提供を調整し、ニーズを満たすようにする方法。

高機能自閉症 3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

さ行

作業療法 人々の健康と幸福を促進するために、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療、指導、援助である。

手話通訳者 言語・聴覚障害者のコミュニケーション手段の一つである手話を用いて通訳を行う者。

ショートステイ 日頃から介護している家族等が、急な病気や旅行等によって介護ができなくなった場合に、施設で一時的に預かり、介護を行う事業。

ジョブコーチ 障害者の就労に当たり、出来ることと出来ないことを事業所に伝達するなど、障害者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える者。

生活の質（QOL）（Quality Of Life の略） 生活者自身が感じる満足感・安定感・幸福感などを規定する諸要因の質。

相談支援事業所 多岐にわたる様々な生活上の悩みについて相談でき、障害福祉サービスの利用のための情報提供や支援を受けられる。

た行

デイサービス 通所により、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導など各種の便宜を提供するサービス。

特別支援教育 従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

な行

難病 国の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病。②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的に負担の大きい疾病。

ノーマライゼーション 障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方

能力障害 日常生活動作能力から職業能力を含む社会活動能力まで、広く捉えられ、それらの能力の維持・回復のために機能回復訓練から職業リハビリテーションまで、いろいろな対応が必要とされている。

は行

バリアフリー 障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリー新法 ハートビル法にかわり、平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称。ハートビル法の対象外であった建築物等の範囲を拡大し一体的な整備を推進することを目的としている。

ハートビル法 高齢者や身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進を図ることを目的として、平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成14年7月12日法改正、平成15年4月1日施行)の略称。この法律は、多数の者が利用する建築物等を建築する者に対し、障害者等が円滑に建築物を利用できる措置を講ずることを義務あるいは努力義務として課すもの。バリアフリー新法の施行に伴い、平成18年12月に廃止。

発達障害 発達障害者支援法における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

ピアサポート 「ピア」は仲間、「サポート」は支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支え合うことをいう。

福祉マンパワー 福祉に携わる人的資源。福祉マンパワーセンターが群馬県社会福祉総合センター内に設置されている。福祉の仕事をしたい人、働く場所を探している人などのあらゆる相談に応える。また、福祉の仕事についての情報提供や福祉全般の学習の場となるセミナーなども開催している。

ペアレントトレーニング 発達障害などの子どもをもつ保護者が、子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消していく、保護者向けのプログラム。

ペアレントプログラム 子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの行動の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自身を身につけることを目標としたプログラム。ペアレントトレーニングの基礎となるもので、地域の保健師や保育士などが実施できる。

ペアレントメンター 自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者。

ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している患者、内部障害や難病の患者、精神障害、知的障害または妊娠初期等、援助や配慮を必要としていることが外見ではわからない人々が、周りに配慮が必要だと知らせ、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。

放課後等デイサービス 支援を必要とする就学児童で、障害のある子や発達に特徴のある子が放課後や長期休業に利用できる福祉サービス。

ホームヘルパー 訪問介護員。ホームヘルプサービス事業に携わる職種。

ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を受け入れる公共施設やお店の入口などに貼るマーク。

ま行

耳マーク 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク。

や・ら・わ行

ユニバーサルデザイン 年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境を作ろうという考え方。

ライフステージ 乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など、人が生まれてから死に至るまでのさまざまな過程における生活上の各段階。

理学療法 病気、けが、高齢、障害などによって運動機能が低下した状態にある人々に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動、温熱、電気、水、光線などの物理的手段を用いて行われる治療法。

リハビリテーション 治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障害者が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々と共に、普通に生活できるようにすることであり、その人が持っているすべての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組み。

第5期 甘楽町障害者計画

第7期 甘楽町障害福祉計画

第3期 甘楽町障害児福祉計画

発行年月 令和6年(2024年)3月

発行 群馬県甘楽町

編集 福祉課福祉係

〒370-2213

群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉 1395-1

にこにこ甘楽 甘楽町多世代サポートセンター

☎ 0274-67-5162 (直通)

URL <https://www.town.kanra.lg.jp>